

## 監事の意見書

### 監 事 の 意 見 書

農業保険法第53条第1項の規定により、平成30年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案の各事項の調査を実施し、その正確適正なことを認める。

なお、平成30年度において、農業保険法が施行され農業共済事業のほかに新たに農業経営収入保険事業が加わった。これにより農業収入の減少が新たに補償対象となったことから、個々の経営実態に即した各種補償の提案を行い、両制度の加入拡大を図るとともに、これまで以上に効率的、効果的な業務遂行に努力すること。

令和元年5月16日

東京都農業共済組合

代表監事	五十嵐	透
監 事	平野	博